

こども環境学会倫理綱領

(前文)

こども環境学会はこどもの成育環境の向上に寄与する研究、活動に関する研究者、活動者により構成されている学会です。会員の真摯な研究、社会活動を通して、より豊かなこどもの成育環境を実現するため、高い倫理的行動が求められます。ここに倫理綱領を定めます。

(社会への貢献、社会への発信)

1 学会員は、組織の一員として、こどもの成育環境の向上に関する研究、社会の発展に寄与する活動に努めます。

(知的財産の尊重)

2 学会員は、他者の知的成果を尊重し、著作権などを侵害しません。また学会員はねつ造、改ざん、盗用などの不正行為をしません。

(法令遵守)

3 学会員は、活動を行う国・地域の法令等を遵守し、慣習を尊重し、社会的良識に基づき行動します。

(他の学会員への敬意)

4 学会員は、組織内のどのような立場にあっても、他の学会員に敬意を払います。

(差別的行為等の予防)

5 学会員は、組織におけるあらゆる虐待、差別的行為、抑圧的な行為、ハラスメントの予防および防止の促進を図ります。

(機密情報、個人情報の保全・管理)

6 学会員は、組織の機密情報および学会員の個人情報を適切に取り扱い、それらの情報の保全・管理を徹底します。

(提言、改善、改革)

7 学会員は、組織の方針、活動が倫理的実践を妨げる場合や社会状況の変化に対応していない場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図り、必要な改革をします。

(相談窓口の設置と相談)

8 学会員は、本倫理綱領に反する状況を認識したときは、学会が設置した専門家が対応する相談窓口にご相談することができます。

以上